

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第 1180-1 号
令和2(2020)年10月20日

本保 淳 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 2-13 号
土地利用類型 の 名 称	緑地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市七里ガ浜一丁目1305番3、1307番80
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の緑の骨格的な尾根線から派生する緑地であり、市民等に身近な緑として美しい都市景観に寄与している。 ・緑は、まちのイメージや魅力を高め、都市の活性化へ繋がる付加価値の高い存在であり、保全を図る必要がある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を道路からセットバックした位置に配置し、傾斜地に沿って階段状の建築物とすることで、通り景観への圧迫感を軽減している。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 ・建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	